



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から皆さんにお伝えしたい特に大切な情報です。

問＝問い合わせ先 ☎＝電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

いちご狩り農園一覧

農園名	住所	受入人数
北川農園	基線12号	100人
生駒農園	北2線11号	50人
島農園	北1線11号	200人
ノウリエいちご園	基線9号	150人
西本農園	北1線14号	300人

入園料

区分	平日	休日
大人(中学生以上)	1,500円	2,000円
3歳～小学生	1,000円	1,000円

01

ぴっぷいちご狩りが 始まります

今年も6月中旬から、町内でいちご狩りが始まります。太陽の光をいっぱい浴びて育った露地栽培のイチゴを、ぜひお楽しみください。

【開園期間 6月中旬～7月上旬】

ぴっぷいちごキャンペーン開催

6月20日(金)～7月31日(木)、町内の一部飲食店で、ぴっぷいちごを使ったメニューが販売されます。この機会にぜひ、ご賞味ください。

あま～いイチゴ、いたたま～す♪

問 比布母狩り連絡会事務局
(商工観光課
商工観光振興室観光係)

開園状況は特設サイトやSNSをご確認ください▼

町ホームページ
「ぴっぷいちご狩り」
特設サイト
(商工観光課)



ぴっぷいちご狩り
公式 Instagram
アカウント
(@pippu_ichigogari)



02 比布町スタンプラリー 2025夏

問 商工観光課 商工観光振興室
商工労働係

町内をめぐるスタンプラリーを実施します。スタンプを集めて豪華景品を当てよう！

実施期間 6月16日(月)～7月31日(木)

応募方法 各施設にあるスタンプラリー台紙に、スタンプをそれぞれ3個以上集め、必要事項を記入のうえ、応募箱に投函してください(応募は1人1枚まで)。

賞品

- 北海道比布町のとっておき濃厚たまごかけごはんセット 1名
- ピピカフェ比布駅
ドリンク1杯無料券 3名
- ぴっぷりん(6個入) 2名
- 町特産品詰め合わせ 3名

- 遊湯ぴっぷ食事券付き入浴券 3名
- ぴっぷスキー場招待券(10回券) 3名
- Calmiss Cafeケーキ引換券 3名
- のうりえ食堂ラーメン引換券 3名
- NANA PLAZAソフトクリーム引換券 3名
- 道CAFEドリンクチケット(3枚) 2名

応募締切 7月31日(木)

スタンプラリー参加店・施設

📍 スタンプ・台紙設置場所 📦 応募箱設置場所

- 📍 遊湯ぴっぷ
- 📍 比布町図書館
- 📍 比布駅

- 📍 グリーンパークぴっぷ
- 📍 ばらえていきっちゃん紙風船
- 📍 のうりえ食堂

- 📍 Calmiss Cafe
- 📍 道CAFE
- 📍 ぴっぷりん

- 📍 ファーマーズマーケット
- 📍 NANA PLAZA
- 📍 いちご狩り農園(5か所)

03 選挙投票区見直しに関する意見の募集結果について

問 選挙管理委員会事務局
(総務企画課内)

選挙管理委員会では、広報ぴっぷ4月号で「投票区および投票所の見直しとして第1・第2・第3投票区を1つに統合し、全ての投票を農村環境改善センターで行う」ことを提案し、町民の皆さんから意見を募集しました。いただいたご意見と今後の方針は次のとおりです。

いただいたご意見

提出者数 1人

意見内容

広報4月号に掲載ありました選挙投票区見直しについて、現状と課題は私もその通りだと思います。

ただ、現状と課題を洗い出して見直し案を示しているのみで、「何のために見直しをするのか」という目的または達成したいことがよくわかりませんでした。

投票率の向上が目的の1つに該当すると推察していますが、「成し遂げたいこと」をお示しいただけると、より良い見直しになると思いますので、ご検討いただけたら幸いです。

見直し案に関して、投票率の向上を狙うなら、「①投票区の統合」と「③移動式(巡回式)期日前投票所の開設」の併用で良いと考えています。「②投票所への移動支援」は事前予約制で、「③移動式(巡回式)期日前投票所の開設」を行う場合は必要ないと思います。

募集期間 4月3日(木)～30日(水) **提出要件** 比布町の有権者
提出方法 郵送、持参、メール、FAX(様式自由)

貴重なご意見、ありがとうございました。

今後の方針

選挙管理委員会では、課題である選挙執行体制の確保と投票環境の充実【広報ぴっぷ4月号「現状と課題」参照】を図りつつ、ご意見にもあります投票率の向上や、投票機会の確保に努めたいと考えます。そのため、今年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から、以下の取り組みを実施します。

①投票区の統合(第1・第2・第3投票区を1つに統合)

②投票所への移動支援の実施(蘭留・東園地区)

③移動式(巡回式)期日前投票所の開設(蘭留・東園地区)

なお、具体的な実施方法などについては、選挙日が近づきましたら改めてお知らせいたします。

04 健康保険証から マイナ保険証・資格確認書に変わります

問 保健福祉課 社会福祉室
国保医療係

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、医療機関等での受診の際は「マイナ保険証」の利用が基本となりました。

一方で、マイナンバーカードをお持ちでない方や、カードを保険証として利用する登録をしていない方には、マイナンバーカードがなくても保険資格を確認できるよう、加入している医療保険者（勤務先や自治体など）から「資格確認書」が交付されます。

「後期高齢者医療制度」加入者の方へ

後期高齢者医療制度に加入している方には、マイナ保険証の有無に関わらず、**申請なし**で、令和7年8月から令和8年7月末まで使用できる「**資格確認書**」をお届けします（7月中に発送予定です）。

マイナ保険証での受付が難しい方でも、「資格確認書」を提示することで保険診療を受けられますので、ご安心ください。

マイナ保険証を利用するメリット

- ✓ 過去の診療・薬剤情報、健診結果に基づくより良い医療が受けられる
ただし、特定疾病情報・薬剤情報・特定健診情報など、個人情報の提供に同意が必要です。
- ✓ 突然の手術や入院でも高額支払いが不要になる
高額医療費制度が自動適用され、窓口での支払いが軽減されます。
- ✓ 救急搬送中の応急処置や受入先病院の選定で資格情報が活用される
- ✓ 常に最新の資格情報で受診できる
転職や引っ越し後でも、保険証の切り替えを待たずにスムーズに医療機関等を受診できます。

「国民健康保険」加入者の方へ

今年7月31日をもって、これまでの健康保険証は使用できなくなります。8月1日以降は、「マイナ保険証」または「資格確認書」で、受付を行ってください。

●マイナ保険証をお持ちの方

【利用登録済みの場合】そのまま医療機関・薬局でご利用ください。

【未登録の場合】ページ下部「マイナンバーカードを保険証として利用するためには」をご覧ください。なお、マイナ保険証の利用が難しい場合は、役場保健福祉課国保医療係に申請することで「資格確認書」が交付されます。

●マイナ保険証をお持ちでない方

7月下旬頃に「資格確認書」が交付されます（手続きは不要）。この資格確認書を提示することで、これまで同様、保険診療を受けられます。

マイナ保険証の利用登録状況を確認する方法

- ①スマートフォンなどでマイナポータル「健康保険証情報を確認する」にログインします。
- ②トップページから「健康保険証」を選択します。
- ③マイナンバーカード利用状況（登録済／未登録）が表示されます。未登録の場合、この画面から利用登録ができます。

マイナポータル
「健康保険証情報を
確認する」



マイナンバーカードを保険証として利用するためには

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、取得する
パソコンやスマートフォンなどから申請できます。
- ②マイナンバーカードを保険証として登録する
医療機関や薬局の受付（顔認証付きカードリーダー）やセブン銀行ATM、「マイナポータル」などから登録できます。



厚生労働省ホームページ
「マイナンバーカードの
健康保険証利用方法」



05 農業振興地域整備計画を見直します

問 農林課 農林業振興室 農政係

町ホームページ
「農業振興地域整備
計画について」
(農林課)



農業振興地域整備計画（農振整備計画）は、優良な農地の確保・保全を図るとともに、農業の振興に必要な各種施策を計画的に進めるために定める、総合的な農業振興の計画です。

計画の全体見直しについて

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農振整備計画はおおむね5年ごとに基礎調査を行い、見直すこととされています。

比布町では、令和6年度から2か年にわたり、計画の見直し業務を実施しています。

令和6年度（1年目）

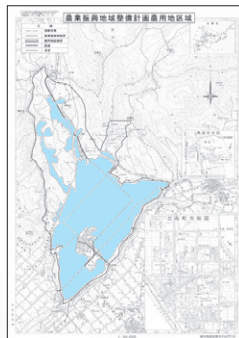
基礎調査資料の作成に向けた意向調査を行い、農用地区域の設定に向けた準備を行いました。

令和7年度（2年目）

整備計画や基礎資料の作成、農用地区域の設定変更を行います。

この見直しに伴い、農用地区域からの除外・編入などの変更に関する相談を、**令和7年7月31日(休)**まで受け付けています。

詳しくは、町ホームページをご確認ください。



▲計画図

意見書の受付停止について

これまでは、農用地区域からの除外・編入の受付は随時行っていましたが、計画の全体見直しに伴い、通常の除外・編入等の申し出（意見書）の受付を一時停止しています。

見直し作業の完了後（令和8年3月末予定）、受付を再開します。

農用地区域とは、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で、農地転用は原則として禁止されています。

国の男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日までを「男女共同参画週間」と定め、国民の皆さんの理解を深めるためのさまざまな取り組みを行っています。

職場や学校、地域、家庭で、誰もが個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、私たち一人ひとりの意識と行動が大切です。

この機会に、身近な男女のパートナーシップについて、考えてみませんか？

また、「ジェンダー平等を実現しよう」と掲げるSDGsの目標の一つとしても、男女共同参画と女性の活躍推進は、世界的な課題となっています。

令和7年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ
誰でも、どこでも、自分らしく

男女共同参画局
ホームページ
「男女共同参画について」



07

6月23日から29日は
「男女共同参画週間」

問 総務企画課
総合政策室 政策係

今年5月26日に改正戸籍法が施行され、戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されることになりました。

これに伴い、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載予定の「氏名の振り仮名」が通知されます（比布町では8月末までに発送予定）。

通知された振り仮名が正しければ届出の必要はなく、そのまま戸籍に記載されます。ただし、例えば氏名の振り仮名に「ヤ」「ユ」「ヨ」「ツ」などの小書き文字が含まれる場合に、大きな力タカナで記載されていたときは、正しい振り仮名での届出をお願いします。

なお、届出に手数料はかからず、届出をしなくても罰則や罰金はありません。

詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。

法務省ホームページ
「戸籍にフリガナが
記載されます」



06

戸籍に振り仮名が
記載されます

問 税務住民課
税務住民室 戸籍年金係